

台東区建築物等における木材利用の促進に関する方針

第1 趣 旨

1 方針策定の目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」が施行され、台東区（以下「区」という。）は、二酸化炭素排出量の削減を図るため、公共建築物はもとより非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用を促進することにより、効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められている。

この方針は、法第12条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本的事項、区が整備する公共建築物等における木材利用の推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 木材利用の意義

公共建築物のみならず、非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材を利用することにより、次に掲げる事項の実現に資することが期待される。

- (1) 森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が持続的に行われ、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図ることにより、脱炭素社会の実現、さらには地球温暖化の防止に寄与する。
- (2) 製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することで二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減に寄与する。
- (3) 森林の有する環境の保全、水源のかん養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。

第2 建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的な事項

1 用 語

この方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 木材

国内で生産された木材をいう。

(2) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(3) 公共建築物

国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物及び国又は地方公共団体以外が整備する学校や老人ホームその他公共の用又は公用に供する建築物に準ずる建築物（外構を含む。）をいう。

(4) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

(5) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(6) 木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(7) 公共工作物

国又は地方公共団体が事業主体となり施工する道路、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

2 木材利用の啓発及び普及の促進

区は、木材利用の推進に当たっては、木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民等に対し啓発及び普及の推進に努めるものとする。

また、国や関係自治体等と連携を緊密にすることにより、建築物における木材の利用が促進されるよう、情報の提供等に取り組むものとする。

第3 区が整備する公共建築物等における木材利用の推進

区は、公共建築物等の整備に当たって、積極的に木材を利用した方法を採用し、次に掲げるとおりその使用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木質化、木造化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令、施設設置基準等により適当でない認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他木質化及び木造化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

イ その他木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品等

公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に調達する。また、間伐材を利用した紙製飲料容器の使用に努める。

(4) 使用する木材

公共建築物の木質化又は木造化など木材の使用に当たっては、健全な森林造成及び資源循環のために植林、保育、間伐等がされた姉妹・友好都市、連携都市又は東京都内で生育及び生産された木材の積極的な使用に努める。

(5) コスト面等で考慮すべき事項

区は、公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、建築コストの適正な管理、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

また、この方針に基づく木材の利用等に要する費用の全部又は一部については、区が譲与を受けた森林環境譲与税等を充てるものとする。

第4 木材利用の推進体制

区は、木材利用の促進を効果的に図っていくため、区の関係各課で組織する「台東区環境まちづくり推進会議」を活用し、木材利用の取組みを推進していくものとする。

付 則

この方針は、令和4年7月1日から施行する。